№356

広報 みぶ

63年 12月

秋の実りに感謝して・・・・

11月23日、上田の磐裂神社の例大祭で「ハンギリ祭り」と呼ばれる珍しい祭りが行われました。

この祭りは、五穀豊穣（ごこくほうじょう）を神に感謝し奉納するため、今年取れたばかりの新米の御飯を、タライに似た大型の桶のハンギリに酒でねりつけ、みこしのように掛け声勇しくもみ合う〝男の祭り〟で、栃木県まつり100選にもなっています。

発行　壬生町役場 編集 企画財政課 毎月15日発行　〒321－02栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 ☎0282－82－1234～6

町発展への功績をたたえ

自治功労者、10名を表彰

長年にわたり町の発展に寄与された方や他の模範となる行為のあった方など、政治、経済、社会、その他各方面において功績があった方々の自治功労者表彰式が、十一月四日、役場正庁で多数の来賓を迎えて行われました。

今年、受賞（功労章、徳行章）になられた十名の方には、町長より表彰状、記章及び記念品が贈られ、その功績がたたえられました。

受賞された方は次のとおりです（順不同・敬称略）

○八年以上町長、町議会議員の職にあった者（繰り返し表彰）

石川昭三
福和田一、五八九番地二

○十五年以上都市計画審議会委員、企画委員会委員、社会教育委員、福祉委員の職にあった者

山野壮雄
上田二八三番地一

○町に対し一件百万円以上の金品を寄附した者（法人を除く）ただし、受益者の当該受益に関する寄附を除く

鯉沼恵子
中央町八番十一号

鈴木史郎
安塚一、九三五番地

松本幸雄
中央町七番十一号

○二十年以上町職員として勤務し、成績優れ功労があったと認められる者

江田登美子
おもちゃのまち二丁目十五番七号

早乙女富士吉
下稲葉一、四七三番地二

寺内進
中央町十四番十一号

山口三男
安塚二、一三二番地十一

山田真
壬生丁九十五番地

町教育文化祭を開催

十一月二十二日、町教育文化祭が壬生中央公民館で行われ、その席上、町教育の振興発展のため、特に功労があった方々に表彰状及び感謝状が、町長より贈られました。

また、同中ホールでは、習字図画作品展示（20日～22日）があり、町内の小・中学生の力作が見る人の心を楽しませました。

意見・要望を町政に

町政懇談会開かれる

昭和六十四年度の予算編成に向けて、広く町民のみなさんの建設的なご意見やご要望を行政に反映し、活力と潤いのある誇れるまちづくり推進のため、十一月十八日、壬生中央公民館で町自治会連合会主催により、町政懇談会が行われました。

会場には、町内各自治会長及び町執行部として町長をはじめ四役、各部長、教育次長、そして、各課長が出席しました。

意見・要望のうち主なものとしては、町道の整備・拡幅や側溝の整備、コミュニティセンターの建設などの基礎的な条件整備をはじめ、快適な生活環境づくりでは、上・下水道の整備や住居表示の実施・公園墓地の造成・防犯灯の設置などが、さらに、心豊かな人づくりとして、公民館の建設など、地域性を反映した多くの建設的な意見・要望がありました。

町では、これらの意見・要望を十分に検討し、実現可能なものは新年度予算に計上し、また、期間を要するものや、町民の協力を必要とするものなどは、再検討のうえ、町政に反映していきたいと考えています。

国民年金で受賞

上田西金剛地納税組合

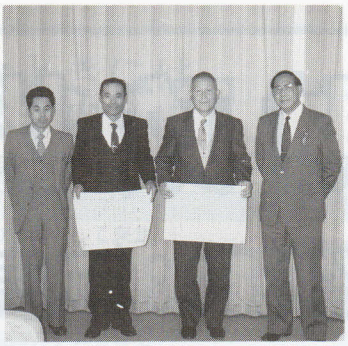

納税組合（上田建雄代表）が、社会保険庁長官表彰を受賞いたしました。同納税組合は国民年金制度発足以来、国民年金の保険料納付を、堅実に行ってきた功績が認められたものです。

また、年金委員では荒川三郎さん（大師町）が、県知事より感謝状を受けられました。

荒川さんは、町国民年金協力委員として、昭和四十五年より、年金制度の普及、推進に尽力されたことが認められたものです。

国民年金推進月間事業の一環として、十一月四日、県公館に於て国民年金功労者表彰式が行われ、その席上、上田西金剛地

県統計大会で表彰

第二十六回栃木県統計大会が、十一月二日、栃木会館で県及び県統計協会主催により行われました。

大会は現状の認識を踏まえ、三項目からなる大会宣言をし、統計関係者の表彰をしました。町内の表彰者は次のとおりです。

○栃木県統計協会名誉会長表彰
統計調査員
平井　信太郎

○総務庁長官表彰
統計功労者
水野　明

人権擁護で表彰される

昭和六十三年度栃木県人権擁護委員連合会大会が、十一月十八日、県自治会館で開催され、本町からは、人権擁護委員の田辺武さんと橋本茂さんに、宇都宮地方法務局長から感謝状が贈られました。

これは、町人権擁護委員として、多年にわたり積極的な人権擁護活動の功績があったとして、表彰されたものです。

特に本年は、「世界人権宣言」並びに人権擁護委員制度四十周年の記念すべき年に当たり、今後のお二人の御活躍が期待されます。

栃木地区公衆衛生大会で表彰

十一月十七日、大平町民ホールにおいて、第二十七回栃木地区公衆衛生大会が行われ、町内から十名の方が、保健衛生功労者として大会長・保健所長賞を受賞されました。

◇母子保健推進員
　粂川　綾子
　落合　昭子
　鈴木　操
　織田　フク
◇健康教室友の会
　武藤　菊枝
　山本佐江子
　寺内　秀夫
◇飲食店
　日永　正
◇水道事業
　清水　光男
◇放射線技師
　三代　忠
◎食品衛生優良施設
　「カワシマ」

病気見舞金を町へ寄付

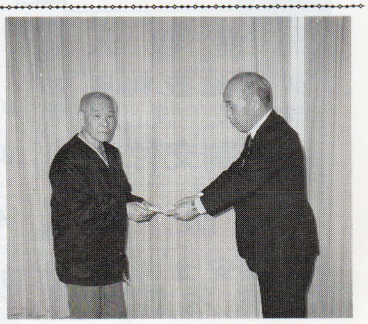

壬生下馬木の葭葉多一さんは病気になった時にいただいた御見舞金（二三五、〇〇〇円）と手持金（五〇、五〇三円）の計二八五、五〇三円を、「福祉のためにお使いください」と町へ寄付されました。

なお、葭葉さんは、六十一年の秋の叙勲で郵政業務功労として勲七等青色桐葉章を受章されており、永年、壬生下馬木老人クラブ会長を勤められ、老人福祉のために功献されています。

財政状況の公表

昭和63年度上半期（昭和63年9月30日現在）

執行状況〕

歳入	予算現額　66億81,776千円 収入済額（37億10,967千円）	収入率55.5%

町税	34億48,957千円 （20億76,989千円）	60.2%
地方交付税	9億95,000千円（8億44,921千円）	84.9%
繰入金	4億80,815千円（0円）	0%
町債	3億24,300千円（0円）	0%
繰越金	3億8,143千円（4億1,678千円）	130.4%
国庫支出金	2億66,096千円（60,869千円）	22.9%
県支出金	1億95,153千円（46,750千円）	24.0%
諸収入	1億75,975千円（47,815千円）	27.2%
地方譲与税	97,000千円（25,896千円）	26.7%
自動車取得税交付金	97,000千円（46,494千円）	47.9%
使用料及び手数料	88,758千円（61,414千円）	69.2%
分担金及び負担金	59,847千円（32,551千円）	54.4%
財産収入	44,822千円（24,419千円）	54.5%
娯楽施設利用税交付金	43,000千円（18,863千円）	43.9%
利子割交付金	32,720千円（2,911千円）	8.9%
寄附金	14,190千円（14,190千円）	100%
交通安全対策特別交付金	10,000千円（5,207千円）	52.1%

町税（収入済額）の内訳

（昭和63年9月30日現在）

（単位：千円）

税目	収入済額	%
町民税	791,860	38.1
固定資産税	891,255	42.9
軽自動車税	28,408	1.4
町たばこ消費税	81,963	4.0
電気税	65,231	3.1
特別土地保有税	62,110	3.0
都市計画税	156,162	7.5
合計	2,076,989	100.0

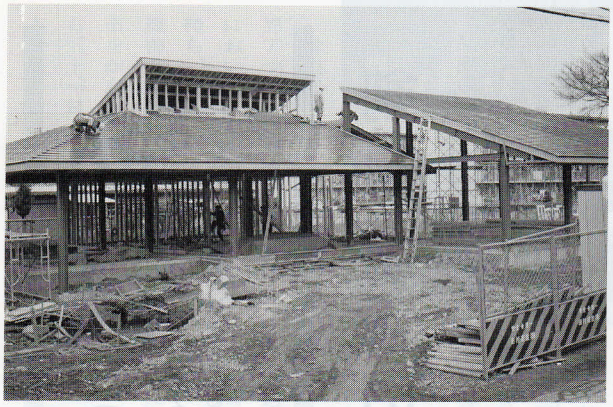

町では、町民のみなさんに財政の実態を知っていただくため、毎年２回「壬生町の財政」を公表しています。

今回は、63年度上半期（昭和63年４月１日から９月30日）の財政状況をお知らせします。

〔一般会計予算の

歳出

予算現額　66億81,776千円 支出済額（20億82,619千円）	執行率31.2%	歳出
15億70,378千円（6億15,047千円）	39.2%	教育費
14億71,731千円（1億27,792千円）	8.7%	土木費
8億91,914千円（3億47,540千円）	39.0%	総務費
7億23,596千円（1億36,544千円）	18.9%	衛生費
6億30,518千円（2億83,471千円）	45.0%	公債費
5億59,183千円（2億23,577千円）	40%	民生費
2億92,244千円（1億44,488千円）	49.4%	消防費
2億74,997千円（61,377千円）	22.3%	農林水産業費
1億18,704千円（56,313千円）	47.4%	議会費
1億9,590千円（79,145千円）	72.2%	商工費
19,302千円（7,325千円）	37.9%	労働費
14,314千円（0円）	0%	予備費
5,302千円（0円）	0%	災害復旧費
3千円（0円）	0%	諸支出金

特別会計（上半期）執行状況

（単位：千円）

会計名	予算現額	収入済額（収入率）	支出済額（執行率）	備考
国民健康保険	1,597,773	805,096 50.4%	513,103 32.1%	
公共下水道	973,973	276,777 28.4%	280,810 28.8%	
国谷区画整理	77,866	2,015 2.6%	32,855 42.2%	※収支の不足額は、一般会計から運用しました。
奨学資金	1,396	755 54.1%	1,120 80.2%	
老人保健	1,170,914	491,080 41.9%	466,128 39.8%	
水道	収益的収支 402,422	事業収益 152,704 37.9%	事業費用 133,801 33.2%	
	資本的 収入　21,930 支出 138,062	収入 3,570 16.3%	支出 48,101 34.8%	※

※資本的収支の収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度・当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしました。

町民のひろば

「町民のひろば」はみんなで作るページです。身近なニュースやできごとを紹介しますので、掲載を希望される方はお気軽に企画財政課広報広聴係（㉜一一三四）までご一報ください。

剣道で明るい家庭

話題の家庭は中表町の大垣賢吾さんの家庭で、賢吾さん三段、妻の保子さんも三段、そして、長女のひとみさん初段、長男の卓已君も初段と家族全員が有段者で、合せて八段という剣道一家です。

昭和五十五年にひとみさんが壬生少年剣道教室に入学したのを機に、翌年卓已君と保子さんも入学。「こたつに入っているより、剣道をやって汗を流した方が気持ちがいいよ」というお子さんの言葉で 昭和五九年に賢吾さんも一念発起し入学されました。

賢吾さんは、剣道教室師範、三上先生の指導によって、今年の二月見事三段位に合格され、保子さんも自ら書道を学ぶなど多忙の中で修業を積まれ、数度の挑戦の末、めでたく三段位に合格されました。また、ひとみさんは中学時代に初段位を獲得し、目下高校で国体選手を目指して修練中です。そして、卓已君は現在壬生中の一年で、去る七月、初段位に合格しました。今では家族全員が同教室の師範代として、後輩の指導に当たられています。

古来、文武両道と言われますが、剣道を学ぶ者は学問においても大いにその集中力を発揮し、成果を挙げている事例は多くありますが、まさに、大垣さん御一家はその良い例として、賞讃の拍手を贈りたいものです。

心はずんだ宿泊学習

集団での宿泊生活や野外活動を通して心身を鍛えようと、羽生田小学校（野原宏俊校長）では、十一月一日、二日の二日間にわたり、嘉陽ケ丘ふれあい広場で、五年生を対象とした宿泊学習を行いました。

日頃、勉強に追われがちな子供たちも、星座の観測や、キャンドルサービス、ゲートボールなど、盛りだくさんのプログラムをたくましくこなし、楽しい中にも貴重な体験をしました。

21世紀の老人施設にさきがけて

「みなと荘」が開設

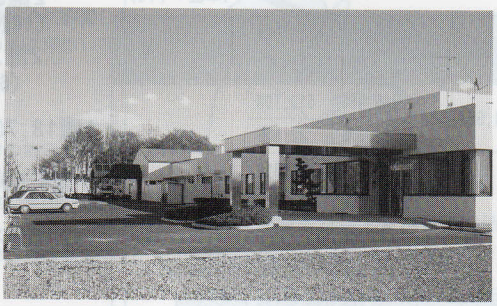

県内初の老人保健施設〝みなと荘〟を社会福祉法人〝栃の木会〟が本町の特別養護老人ホーム〝しもつけ荘〟の西隣に建設され、去る十一月二十二日にオープンいたしました。

この施設は、寝たきりのお年寄りの方たちに、医療、看護、介護および機能回復訓練などを行って自立を支援し、家庭復帰を促進しようというものです。

高齢化社会が進んでいるなかで、町の高齢者サービス調整チームとの連携を図りながら、多種多様化する福祉のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム〝しもつけ荘〟とともに、本町の要介護老人との係わりも深い施設となることが見込まれます。

当施設の開設を前に、十一月十八日、町高齢者サービス調整チームの視察研修が行われました。また、二十八日には県会議員が視察に訪れました。

ナイスシュート！

壬生町バスケットボール大会

広く町内からバスケットボール愛好者を募り、日ごろの練習の成果を発揮することによってバスケットボールの普及と発展を図るとともに、町民のスポーツ向上を目的として、十一月二十七日、南犬飼中体育館で、第四回壬生町バスケットボール大会が行われました。

結果は次のとおりです。

男子の部

優　勝　壬生クラブ
準優勝　壬生高校
第三位　第一化成
〃　てまり

女子の部

優　勝　壬生高校
準優勝　壬生クラブ
第三位　獨協医科大学

（男子の部決勝戦）

収穫に汗！

睦作業所では、収穫の秋を迎え、十一月二十日、作業所の人たちとその父兄（計30名）、そして、地域の老人クラブ会員（計25名）の協力を得て、共同作業による農作物（さつまいも、里いも、大根）の収穫を行いました。

一年間、丹精込めた作物を収穫する喜びを分かち合うとともに、人生の大先輩である老人の方々との交流を深め、有意義な一日でした。

秋空へキックオフ

第四回壬生町ナイターサッカー大会が、町総合運動場で十一月一日から十九日まで、中学生の部と一般の部に分かれて白熱した試合が行われました。

喜びの独協チーム

中学生の部（参加十八チーム）

優　勝　ペパーミント（壬生）
準優勝　ＭＡＮＴＩＳ（南犬飼）
第三位　二年三組ファイターズ（壬生）

一般の部（参加九チーム）

優　勝　獨協Ａ
準優勝　獨協Ｂ
第三位　壬生ＦＣ

ファイトに迫力

十一月二十三日と二十七日の二日間にわたり、第十回協会長杯争奪婦人バレーボール大会が町民体育館で参加十九チームにより行われました。

試合は、最初ブロック別リーグ戦をし、そのリーグの勝者六チームによるトーナメント方式で行われました。

優　勝　九輪チーム
準優勝　むつみチーム
第三位　わかばチーム

ありがとうございます

福祉基金寄付者

○金五、〇〇〇円
　壬生町心身障害児者親の会様
○金二九七、〇〇〇円
　おもちゃ団地協同組合様
○金九七、五〇六円
　イートピア入場券購入者一同様
○金五〇、〇〇〇円
　壬生町文化協会民謡部様
社会福祉協議会寄付者
○金五、〇〇〇円
　壬生町生活改善クラブ様
○金一〇、〇〇〇円
　東日本カラオケ振興会様
○金五、〇〇〇円
　古河鉱業壬生工場様
○金一、〇〇〇円　匿　名　様
○金二三三円　匿　名　様
○金六、三六一円若林秋三郎様

近世の文化人（絵画）に触れて

第二回企画展「近世壬生の画人たち」

十一月三日から二十七日まで二十二日間にわたり行われた企画展は、江戸時代の壬生藩を代表する画人の作品に焦点を当てて実施しましたが、大変好評で町内外から約一、五〇〇名の参観がありました。

なお、企画展に資料を提供くださいました方々に、心から御礼申し上げます。

造形の美しさ（埴輪づくり教室）

九月十一・十八日十月九日

児童に大変好評だったのは、粘土を使う「埴輪・土器作り」教室でした。

手はどろんこだらけになっても何のその。粘土細工はお手のものと子供たちは、大はしゃぎしながら思い思いの「はにわ」を造っていました。ふとその姿は、古代人が〝はにわ〟に魂を吹き込んでいるかのように思われました。

私の作品

—羽生田小学校—

文芸

短歌

毛糸玉日だまりの縁に転がして
愚痴編みこめば今日も暮れゆく
安原 昌子

高砂の媼（おうな）のやうなかたちして
吾を待ちをりし母はいまさず
小林 光子

俳句

足曳ける互ひの姿に笑ひ合ふ
声はうつろに朝霧のなか
出川小千代

金を出す奴には都合よき政治
二十一世紀にひきつがれむや
伊沢 克明

菊根分けして晩年の友殖（ふ）やす
曼珠沙華流れつきたる如く咲き
菊盛り男世帯の洗濯日
梵鐘に祈りの一打秋深む
宇井 秋汀
飯野きよ子
松島 敬子
粂川 綾子

11月の町内価格

品名	単位・品質	最低値～最高値	平均	前月平均
小麦粉	1等粉 1kg	168～ 238	201	198
豚肉	もも肉 100g	128～ 178	155	158
サラダ油	ビン入 1,650g	339～ 498	397	410
砂糖	上白糟 1kg	215～ 250	233	230
しょう油	濃口ポリ入 1ℓ	150～ 340	239	240
塩さけ	100g	110～ 348	213	212
さばカン	水煮6号 200g	83～ 125	106	107
インスタントコーヒー	150g	758～1,150	887	892
キャベツ	1kg	90～ 263	177	200
玉ネギ	1kg	130～ 250	187	182
卵	10個入 M	120～ 185	158	169
ちり紙	1,200枚	185～ 278	239	241
ティッシュペーパー	400枚	95～ 147	123	131
洗濯洗剤無リン	4.1kg	880～ 998	954	954
台所用洗剤	380mℓ	145～ 288	156	173
ラップ	30cm×20m	130～ 238	184	179
アルミホイル	25cm×8m	100～ 188	127	134
灯油	18ℓ	666～ 750	709	723
プロパン	5㎥	2,660～2,660	2,660	2,660
ガソリン	レギュラー 1ℓ	110～ 117	113	115
軽油	1ℓ	65～ 70	67	67

消費者コーナー

スポーツ教室 カルチャー教室の問題点

今日のスポーツ熱の高まりは、見るスポーツから参加するスポーツへと意識が変わり、余暇の使い方が、より積極的になってきたためと言えます。

しかし、いろいろあるスポーツ教室の現状は、指導内容、指導員の資格、設備など明確な基準がなく、日本テニス協会や日本水泳連盟などの団体が、独自の認定基準により資格を与え、そして、資格者の配属、安全管理等は、各スポーツ教室の事業者自身の判断にまかせています。

また、カルチャー教室などにおいても各種講座が開設されていますが、指導者の資格や事業開設の法的規制もなく、規約や指導内容などすべて事業者独自で決めたものです。

このような各種スクールや講座に入会するに当って、一般的には施設の状況や日程、地理的条件のほか指導内容や講師、受講料などが選択の目やすになりますが、入会する前に規約などをよく確かめるとともに、既に入会している人などの意見を聞いたりして、確実で楽しい余暇の利用をしたいものです。

チビッ子アルバム

桐林亜里沙ちゃん（いずみ）

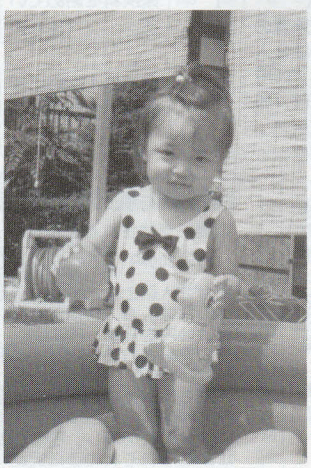

昭和六十二年一月十日生まれ（一歳）
（父）桐林和春さん
（母）〃加代子さん
の長女

お母さんから一言

誰からもすかれ
活発な女の子になってほしい。

豊田晶仁ちゃん（おもちゃのまち）

昭和61年10月18日生まれ（2歳）
（父）豊田雅雄さん
（母）〃省子さん
の次男

お母さんから一言

好き嫌いなく何でも食べます。
特に朝は、納豆が欠かせません。
（写真）「ごちそうさま」でやっとニッコリしてくれました。

その II　あなたは、将来、老齢年金を受給できますか？

65歳になったとき

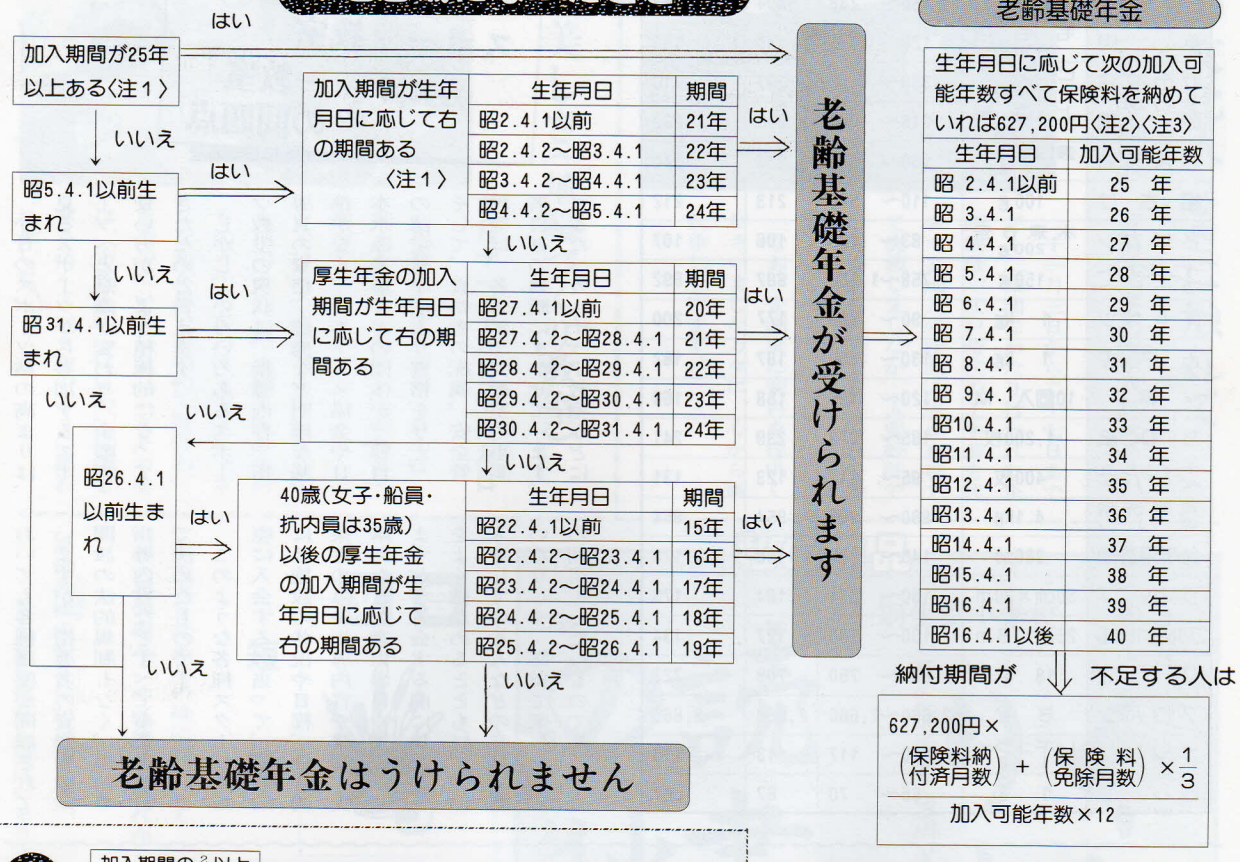

老齢基礎年金

生年月日に応じて次の加入可能年数すべて保険料を納めていれば627,200円〈注2〉〈注3〉

生年月日	加入可能年数
昭 2.4.1以前	25 年
昭 3.4.1	26 年
昭 4.4.1	27 年
昭 5.4.1	28 年
昭 6.4.1	29 年
昭 7.4.1	30 年
昭 8.4.1	31 年
昭 9.4.1	32 年
昭10.4.1	33 年
昭11.4.1	34 年
昭12.4.1	35 年
昭13.4.1	36 年
昭14.4.1	37 年
昭15.4.1	38 年
昭16.4.1	39 年
昭16.4.1以後	40 年

納付期間が不足する人は

$$627{,}200円 \times \frac{\left(\text{保険料納付済月数}\right) + \left(\text{保険料免除月数}\right) \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

障害者になったとき

- 加入期間の$\frac{2}{3}$以上保険料を納めている　〈注４〉
- 直近の１年間に保険料の未納がない（昭71.3まで）
- 20歳前に障害をうけ、20歳になった

→ 障害の程度が１級 → 障害基礎年金（１級）　784,000円

→ 障害の程度が２級 → 障害基礎年金（２級）　627,200円
18歳未満（または20歳未満の障害）の子があるときは２人目まで１人につき 188,100円
その他の子１人につき62,700円を加算

死亡したとき

- 加入期間の$\frac{2}{3}$以上保険料を納めている　〈注４〉
- 直近の１年間に保険料の未納がない（昭71.3まで）

→ 加入中の死亡
→ 老齢基礎年金の受給資格を満たしての死亡

→ 子のある妻または子（子＝18歳未満および20歳未満の障害のある子）

遺族基礎年金

◎妻に支給されるとき
815,300円（基本 627,200円 ／ 第１子加算 188,100円）
子が２人以上のときは２人目の子に188,100円、３人目以降は１人につき62,700円を加算

◎子に支給されるとき
627,200円
子が２人以上のときは２人目の子に188,100円、３人目以降は１人につき62,700円を加算し、子の人数で割った額をそれぞれの子に支給

〈注１〉すべての公的年金制度の加入期間の合計です。国民年金の加入期間は、保険料を納めた期間と保険料免除をうけた期間です。サラリーマンの奥さんの場合は、国民年金に任意加入しなかった期間も計算に入れます。

〈注２〉昭和36年４月以後の厚生年金の加入期間は、保険料を納めた期間となります。また、昭和61年４月以後の厚生年金の被扶養配偶者の期間（20歳以上60歳未満の主に家庭にいるサラリーマンの奥さん）も、保険料を納めた期間となります。

〈注３〉ご主人の厚生年金の加給年金額の対象となっているサラリーマンの奥さんは、生年月日に応じてご自分の老齢基礎年金に「振替加算」がおこなわれます。

〈注４〉保険料の免除を受けた期間も含みます。

韓国（ソウル）から歌声の天使たちがやってくる

本町においても国際親善の友好の輪を広げるため、一月二十五日(水)壬生中央公民館大ホールで公演が行われます。

当日は、壬生少年少女合唱団も賛助出演し、宣明会合唱団との合同出演が予定されております。

一九八六年の初来日以来、私たちに感動することのすばらしさ、本当の音楽を教えてくれた合唱団が、再び日本にやってきます。ふくよかで、そして、繊細な「ひびきの世界」にご期待ください。

皆様のおいでをお待ちします。

一月二十五日　開場　午後六時
開演　午後八時三十分

入場料　五〇〇円

※入場券は十二月十日より、稲葉・南犬飼出張所、及び壬生中央公民館で取り扱っています。

韓国宣明会児童合唱団は、世界アマチュア合唱団コンクールにおいて、第一位受賞の実績を持ち、今回、日本との国際友好親善を深めるため、北海道札幌市をかわきりに、一月十六日から三十一日までの十六日間、日本公演をします。

選挙啓発コピー（標語等）のコンクールで最優秀賞

県政を我家にむすぶこの一票

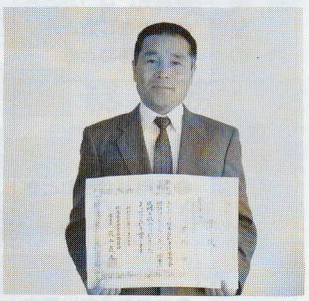

十二月四日に行われた栃木県知事選挙の標語「県政を我家にむすぶこの一票」は、台宿の荒川博さんの作品です。

これは、県選挙管理委員会が知事選挙に向け、広く県民から選挙啓発コピー（標語等）を募集し、応募総数二、〇三九点の中から最優秀賞に輝いたものです。

図書館だより

◎移動図書館

○幸町一丁目　なかた洋品店裏
・1月19日(木)　午後2時半から
（12月の巡回は、終わりました。また、2月はありません。）

○安　塚　　安塚小校庭
・12月21日(水)　午後2時半から
（次は、1月18日(水)です）

◎図書館の催し

○「ひばりの会」の皆さんによる　紙芝居と絵本の会
・1月21日(土)　図書館児童室
午後2時30分～3時30分

○読書会
※1月はお休みです。
・2月10日(金)　午後1時半から
テキスト　澤地久枝著
『雪はよごれていた』

◎寄贈図書

○足助尚一氏（経済書ほか）
○石崎新八氏（『天皇陛下』）
○海老沼文子氏（文芸書ほか）
○大橋茂雄氏（心理学の本）
○小野塚謙三氏（幼児教育書）
○田中二仁氏（ブックレット）
○戸崎義雄氏（工学書）
○長谷川太郎氏（文芸書）
○広瀬隆雄氏（経済書ほか）
○横山誠之氏（山岳、ほか）

など、たくさんのご寄贈、ありがとうございます。

※コンピュータ化のおしらせ

「広報みぶ」紙上で、すでに何度かおしらせしていますが、来年、1月5日(木)から、図書館では、コンピュータを使った運営を行います。

貸出・返却・本の検索などの業務が、今よりも速くできます。

そのため、借りられる本の冊数も、現在は、ひとり2冊までですが、1月5日(木)からは、ひとり5冊まで、になります。

大いに、ご利用ください。

本を借りるには「貸出券」が必要です。手続きがまだの方は、お早めにお願いします。

◎12月～1月の休館日

・12月19・26日。1月9・16日
また、1月15日(日)は、祝日（成人の日）ですので、休館です。
なお、年末年始も休館となります。（12月28日～1月4日）

10月の利用

入館	3,054人(+197)
貸出	4,118冊(−196)
○移動図書館	
利用世帯数	88 (3)
貸出冊数	818 (+21)
駐車場数	2 (± 0)

( ) は前月比

国民健康保険のしくみ

国保が守るわが家の健康

国保に加入する人

国民皆保険の制度に基づき、職場の医療保険（社会保険等）に加入している人や、生活保護を受けている人以外の国民は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国保では、家族の一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入するときの届け出は世帯ごとに行ない、国民健康保険税は世帯主が納めることになります。

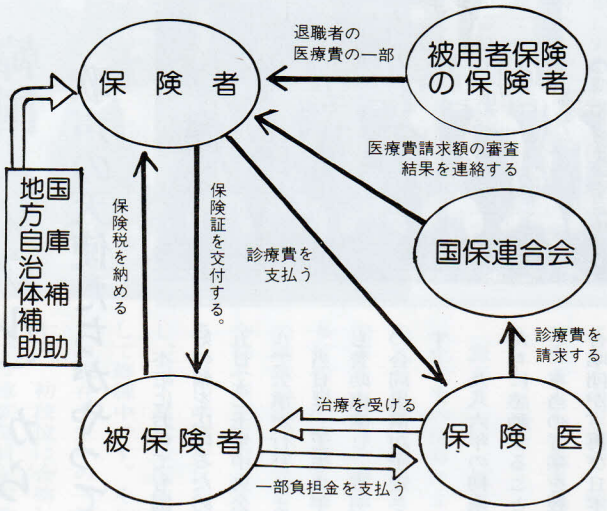

国保に入っていると

国保の給付

病気やケガで医療機関の治療を受けた場合、国保の保険証を提出すれば、三割（退職者医療制度の該当者は二割又は三割）の負担で治療が受けられ、残りの医療費は、国保が負担します。

国保は次のような給付をしてみなさんの役に立っています。

●厚生年金受給者と負担者の関係

国保の給付制限

みてもらえないもの	制限されるもの
・正常な妊娠、分娩 ・経済上の理由による妊娠中絶 ・歯列矯正 ・美容整形 ・健康診断 ・仕事中のケガ ・継続療養（以前の職場の保険が使えるとき）	・罪を犯して病気やケガをしたとき ・麻薬中毒、自殺など故意にした病気やケガ ・被保険者が酔っぱらったりけんかをしたためのケガや病気。 ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

国保給付のいろいろ

	こんなとき	このような給付が	注意したいこと
療養の給付	●病気になったとき ●ケガをしたとき ●歯が痛むとき	かかった費用の３割または２割を支払うだけで治るまで治療が受けられます	国保を取り扱っている医療機関へ保険証を提示すること
高額療養費	●費用がかさむとき	病院の窓口で支払った費用が、54,000円を超えた場合、その超えた分について払い戻しが受けられます	被保険者が同一の医療機関で同一月にかかった費用に対してであり、差額ベッドなど保険給付の対象とならないものには適用されない
療養費（あとから払い戻しを受けられる場合）	●やむをえない理由で、国保の取り扱いをしていない病院で診てもらったときや、保険証が使えなかったとき	審査のうえ、決定した額の７割または８割について払い戻しが受けられます	事情をよく審査したうえで支給します
	●歩行不能または困難な入院患者の付き添い看護、移送の費用	〃	医者の指示があった場合のみ事前に国保の承認が必要
	●あんま、はり、マッサージ、きゅうの施術費	〃	医者の同意書が必要
	●コルセットなどの補装具 ●輸血のための生血代	〃	〃
	●柔道整復師の施術費	同上（３割または２割の支払いで治療を受けられる地域もあります）	医者の同意を得ればよい。また、その必要のない地域もある。
その他の給付	●子どもが生まれたとき	助産費が支給されます	
	●加入者が亡くなられたとき	葬祭費が支給されます	

こんなときには、必ず届け出を！
（異動があった日から14日以内に）

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他市区町村から転入して来たとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	印かん、年金証書、保険証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
	長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

退職者医療制度について

現在、国保に加入している人で、長年会社や役所等に勤めて年金を受けている70歳未満の方、及びその家族は、「退職者医療制度」で受診することになります。

該当する人

①国保に加入している人
②老人保健法の適用を受けていない人
③厚生年金保険や共済組合などの被用者年金の老齢（退職）年金を受けている人。または、通算老齢年金の支給を受けている人で、加入期間が20年以上、又は40歳以後の期間が10年以上ある人。

（国民年金は対象となりません）

〈届け出〉

退職者医療制度への加入資格は、年金受給権が発生した日から適用となりますので、年金証書を受けとった日から十四日以内に住民課又は両出張所に、年金証書を添えて届け出て下さい。

〈退職被保険者証で医療機関にかかるとき〉

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関に提出して下さい。

自己負担の割合

退職被保険者本人	入院・通院は二割
扶養家族	入院は二割 通院は三割

高額療養費について

被保険者が、同じ月内に同じ医療機関で治療を受け、一部負担金の合計が、次のような金額を超えたときは、その差額について高額療養費の支給が受けられます。

(1)自己負担限度額　五四、〇〇〇円（住民税非課税世帯三〇、〇〇〇円）

(2)同じ世帯で同じ月に三〇、〇〇〇円（住民税非課税世帯は、二一、〇〇〇円）以上の支払いを複数の方が行なった場合は、合算して一世帯で五四、〇〇〇円（住民税非課税世帯三〇、〇〇〇円）が負担限度額になります。

(3)同じ世帯で負担限度額を超す支払いが十二ヶ月間に四回以上あったときは、四回目からの負担限度額は三〇、〇〇〇円（住民税非課税世帯は二一、〇〇〇円）になります。

(4)長期治療の必要な病気（血友病・慢性腎不全で人工透析の方等）の場合、支給対象額は一ヶ月一〇、〇〇〇円が最高限度額となります。

（対象者は、特定疾病療養受療証の交付を受けて下さい。）

注意する事項

①月の一日から月末日までの受診を一ヶ月として計算します。

②複数の病院へ同時にかかった場合、医療費は別々に計算されます。

③総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院として扱います。但し、入院患者が他の診療をうけたときは、歯科以外の費用は合算されます。

④一つの病院・診療所でも入院と通院は別々に計算されます。

⑤保険診療の対象とならない差額ベット代や付き添い看護料歯科の差額負担分は計算されません。

まちづくり むらづくりに一役

第六回壬生町総合産業まつり

壬生町の産業を一堂に会し、そのイメージアップを図るとともに、地域産業の振興、発展を期するため、第六回壬生町総合産業まつりが、十一月三日、町総合運動場において、一万五千人の人出を得て盛大に開催されました。

今回は町観光協会発足の年でもあり、合計七十四の業者及び団体が参加し、たくさんのお店や展示物のほか、いろいろな催しも行われて盛り上げました。

10周年で盛大に

町文化祭開かれる

秋の恒例行事となりました町の文化祭が、10月22日の華道展をかわきりに11月20日まで開催されました。

町文化協会10周年記念ということで、各部とも例年になく盛大に行われました。

また、11月20日に催されました民謡舞踊大会では、入場料益金５万円をチャリティとして町へ寄付されました。

新福和田橋が完成

県道上田・壬生線の黒川に架かる福和田橋が完成し、十一月八日、開通式が行われました。新橋は、長さ約一一三メートル、幅は十メートル近くもあり四隅のみかげ石製親柱には、壬生中の生徒が描いたかんぴょうが彫り込まれ、歩道にもかんぴょうを図案化したカラー平板があります。

開通式には、県、町をはじめ地元の地権者、施工業者など約八十名の関係者が出席されました。渡り初めでは地元で親子三代夫婦の大橋春之進さん（八十八歳）一家を先頭に、りっぱに完成された橋を一歩一歩感慨深げに歩かれておりました。

製造事業所のみなさん

ご協力ください

通商産業省では、昭和63年の「工業統計調査」と「石油等消費構造統計調査」を12月31日現在で行います。

調査の対象となる製造業を営む事業所には、年末年始にかけて調査員が伺います。調査内容は、統計以外の目的には使われませんので、安心してご協力くださるようお願いします。

厚生大臣から 業務委託

戦傷病者の援護に熱意と識見を有し、福祉の一層の増進を図るため必要な指導を行う戦傷病者相談員に、青木俊男さん（羽生田二六九二、電話八二―一〇三五）が、壬生町、石橋町、国分寺町、都賀町の地区担当として、厚生大臣から十月一日付をもって業務委託を受けられました。

なお、戦没者遺族等に対する戦没者相談員には、落合俊保さん（石橋町大字下古山七三一、電話〇二八五―五三―一三六二）が委託されています。

訂正

十一月号の五ページ下段、町へ二〇万円を寄付のところの写真が間違っていました。お詫びして訂正いたします。

昭和63年をふりかえって

今年の主なできごと

1月・各界代表者の出席を得て新年祝賀式を開催（中央公）
・新成人者594名を迎え、成人式を行う（中央公）
・第３回みぶ文化教室で講演会が開かれる（中央公）

2月・睦コミュニティ結成10周年を記念し行政懇談会を開く
・第１回町民綱引き大会に計38チーム参加（総合運動場）
・第１回企画展「壬生藩と大名」を開催（資料館）

3月・昭和62年度施設合同落成式を行う（農協会館）
・壬生北小学校新校舎が完成
・壬生町史「資料編原始古代中世」を発刊頒布する

4月・嘉陽が丘ふれあい広場に宿泊研修施設オープン
・春の交通安全運動が展開される
・町名誉町民の松本義氏が逝去される
・春の叙勲に町から３名の方が受章される

5月・明大マンドリン倶楽部の演奏会が開かれる（中央公）

6月・関東地方統一美化キャンペーンに3,800人が参加
・町議会議長に橋本幸明氏、副議長に石川昭三氏就任

7月・部長制を実施（総務部・民生経済部・建設部）
・第６回壬生町青少年健全育成町民総決起大会を開く（中央公）
・交通マナー高揚のため、県教育長ヘリで南犬中を訪問

8月・町民の意見、要望に応えるため町民室を開設
・消防夏期点検を町総合運動場で行う
・ふるさとまつりに２万人の人出で賑わう（総合運動場）

9月・第４回みぶ文化教室が行われる（中央公）
・第13回壬生町交通安全町民大会を開催（中央公）
・全町民参加による秋の交通安全運動を実施
・敬老のつどいに800人のお年寄を招待（中央公）
・第３回健康ふくしまつりにぎわう（保健福祉センター）
・児童館の建設工事始まる（ひばりが丘団地）

10月・第19回町民歩け歩け大会に200名参加
・姉妹都市水口町の議会関係者が来町
・町民体育祭に57自治会チームが参加（総合運動場）
・第10回壬生町文化祭が開催される（中央公）

11月・教育長に榎本和平氏、教育委員に中里晃教氏が就任
・壬生町総合産業祭で15,000人の入場者（総合運動場）
・第二回企画展「近世壬生の画人たち」を開催（資料館）
・町政懇談会が町自治会連合会主催で行われる（中央公）

12月・消防通常点検を睦小学校で行う
・栃木県知事選挙行われる
・文化協会創立10周年記念式典行われる（中央公）
・第４回自治会対抗駅伝大会行われる

壬生北小学校新校舎完成（三月十日）

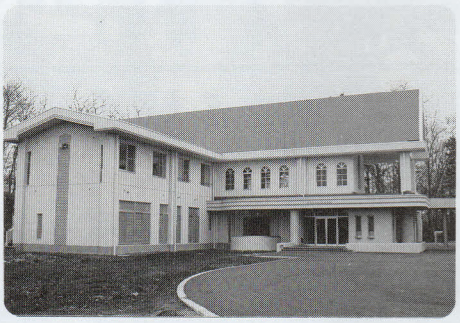

宿泊研修施設オープン（四月一日）

町民体育祭開催（十月二十三日）

第十回町文化祭開催（十月二十三日～十一月二十七日）

「売れっ子作家を目指して」

安塚小六年　鈴木正浩

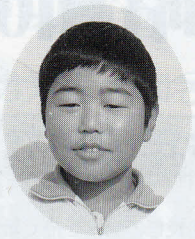

ぼくのゆめは、売れっ子の作家になることです。買ったり借りたりした本をいつも読んでいると、何となく自分もこんな本を書いてみたいものだと思ってくるからです。それに、作家になって、本がきらいな子にも楽しんでもらいたいからです。

でも、売れっ子の作家になるには、国語をはじめ、いろいろな勉強をしなくてはならないのです。だから、勉強も運動も、今以上に努力したいと思います。

ぼくは、どんな子どもにも楽しめて、また、いつ読んでもあきのこない本を書ける立派な売れっ子作家になって、世の中で役に立つ人になりたいです。

これが、ぼくの希望です。

ぼくのゆめ　わたしのゆめ

「やさしい先生になりたい」

安塚小六年　石原絵理子

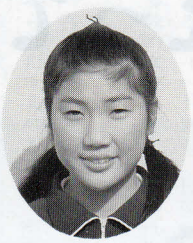

私の夢はフルートの先生になることです。私は、毎週一回先生におそわり、フルートを習っています。フルートで自分の好きな曲をふいていると、とても心がやすらぎます。フルートの先生はとてもやさしいです。まだ、一度もおこられたことがありません。いっしょに話をしていると楽しくなります。私は先生が大好きです。

私もそんなやさしい先生になって、たくさんの子供たちに、フルートを教えてあげたいのです。フルートをふいて、音楽を聞いて、あたたかい心の持ち主になってもらいたいです。

身近な税のいろいろ④

給料などの支払調書は1月31日までに

給料、報酬、料金、利子、配当などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類（支払調書）を税務署に提出しなければなりません。

この支払調書は、その年中の支払分を取りまとめて作成し提出するもので、利子、配当などの一部を除き、提出期限は支払った年の翌年の1月31日です。主な支払調書は次のとおりです。

〈給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書〉

昭和63年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、昭和64年1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上の受給者のものは税務署に提出します。

また、「給与支払報告書」は、すべてのものを受給者の住所地（昭和64年1月1日現在）の市町村に提出します。

〈報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書〉

昭和63年中に、外交員、集金人、バー等のホステスなどに支払われた金額の合計が、同一人に対して50万円を超えた場合、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を、税務署に提出します。

〈不動産の使用料等の支払調書〉

昭和63年中に不動産の使用料等を支払った法人や個人の不動産業者の方は、同一人に対し支払金額の合計が15万円を超えた場合、「不動産の使用料等の支払調書」を作成し税務署に提出します。

〈不動産の譲り受けの対価の支払調書〉

昭和63年中に不動産の譲り受けの対価を支払った法人や個人の不動産業者の方は、同一人に対する支払金額の合計が百万円を超えるものについて「不動産等の譲り受けの対価の支払調書」を作成し、税務署に提出します。

詳しくは最寄りの税務署や税務相談室へお尋ねください。

☎二二―〇八八五

人事異動

退職　十一月三十日付

山口三男（総務課主幹）

年末年始の交通事故防止

12月はお酒を飲む機会が多くなり、交通事故等が多発します。安全運転で心のシートベルトをしっかりと締めましょう。

訂正

前月号の身近な税のいろいろ③「年末調整」の下段十一、十二行目を次のようにお詫びして訂正します。

確定申告をする必要があります。

一月の納税

・町県民税（四期）
（納期限一月三十一日）

まちのうごき

12月1日現在

総人口	38,985人	(+44)
男	19,322人	(+11)
女	19,663人	(+33)
世帯数	11,095世帯	(+11)

（　）内は前月比

新春経済講演会

「内外情勢と日本経済の見通し」　評論家ジャーナリスト　嶌信彦先生

日時　1月20日㈮　午後1時30～3時30分　　場所　壬生町商工会館